

運転経歴証明書等の再交付・再記録申請をする方

■ 申請ができる方

現住所が広島県内にあり、

- ・運転経歴証明書等を遺失、盗難、汚損、又は破損した方
- ・運転経歴証明書の裏面に記載された住所、氏名の変更内容を表面に表示したい方
- ・これから住所、氏名を変更するにあたって、変更内容を表面に表示したい方
- ・現在表示されている運転経歴証明書の写真を変更したい方

■ 申請場所

○広島県運転免許センター（広島市佐伯区）1階 10 番窓口

○広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）1階 3 番窓口

○県内の各警察署の交通課

（竹原署大崎上島分庁舎、呉署音戸分庁舎、尾道署因島分庁舎、山県署千代田交番、福山北署油木交番、庄原署東城交番でも可。）

■ 受付日時

○各運転免許センター

・月曜日～金曜日 8時30分～12時00分/13時00分～16時00分

○各警察署と上記の分庁舎・交番

・月曜日～金曜日 9時00分～12時00分/13時00分～16時00分

※ いずれも土日・休日および12月29日～1月3日の間を除きます。

■ 手数料 ※現金のみ（ＡＴＭはありません）

保有状況	手数料
運転経歴証明書のみ	1,150 円
マイナ経歴証明書のみ	900 円
運転経歴証明書とマイナ経歴証明書の2枚持ち	1,250 円

「マイナ経歴証明書」…マイナンバーカードに運転経歴情報を記録したもの

■ 必要なもの

- ・申請者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票の写し（コピー不可、交付日から6か月以内のもの）、マイナンバーカード等）
- ・手数料
- ・申請用写真 1枚（写真を変更したい方のみ）
（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身で無背景のもの）
- ・マイナンバーカード（一体化を希望する方）
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号（6桁～16桁の英数字）
- ・汚損、又は破損した運転経歴証明書（お持ちの方）

代理人による手続

心身の状態により申請者本人が窓口に来ることが困難な場合に、ご家族等の代理人による申請を行うことができます。

代理人による申請の場合は、上記必要書類に加えて、下記の書類が必要です。

① 運転免許取消申請等代理手続申込書

書類は各運転免許センター、各警察署窓口にあります。

また、このホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/653094.pdf>

② 申請者本人の現在の写真（スナップ写真）

③ 申請者と代理人の関係を証明できる書類

○代理人が親族の場合

- ・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）

○代理人が成年後見人の場合

- ・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）
- ・後見に関する登記事項証明書

■ 留意事項

- ・再交付を受けた後に、遺失した運転経歴証明書を発見した場合には、古い運転経歴証明書を最寄りの警察署に返納してください。
- ・住所変更がある場合は、現住所が分かるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード、外国籍の方は在留カード等）もお持ちください。
- ・警察署で申請される方は、運転経歴証明書の受領は2～3週間後となります。受領を郵送で希望される方は別途郵送料（1,000円）がかかります。また、マイナ経歴証明書を申請した場合、郵送は出来ず、必ず本人が警察署へ後日来署する必要があります。
- ・代理人による申請の場合、マイナ経歴証明書を申請することはできません。

■ お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課 免許第三係

Tel:082-228-0110（代表） 内線:703-226～228

月～金（休日を除く）8:30～17:00 までの間 ※12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。